平成２３年（フ）第５２９号
兵庫県赤穂郡上郡町上郡1377―３、従前の住所愛知県大府市追分町１丁目87番地　ＤＵＯ東館202号、住民票上の住所兵庫県姫路市亀山218番地
債務者　杉本　　猛
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１３号
香川県丸亀市山北町851番地３
債務者　大竹ちず子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２５６号
大分市都町４丁目１番24号　新大分第２ビル404
債務者　内山　祐一
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０号
北海道苫小牧市山手町１丁目８番２―502号
債務者　山本　　忍
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第６０６号
宮城県名取市杜せきのした１丁目３番地の12
債務者　岡　実千代
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７６号
仙台市泉区高森３丁目４番地の289
債務者　渡部　　登
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２３号
仙台市青葉区八幡２丁目13番25号
債務者　中村　惠子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４８号
仙台市青葉区栗生１丁目１番地の１　渡辛ベルメゾンＤｏｇ＆Ｃａｔ505
債務者　武田奈津子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
宮城県石巻市清水町２丁目７番10号
債務者　平塚　昭男
１　決定年月日時　平成23年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
宮城県石巻市清水町２丁目７番10号
債務者　平塚　佳子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
秋田県能代市元町15番33号　メゾン・ド・菅原三八Ｂ―107号
債務者　小川　芳幸
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第４５号
秋田県大仙市太田町川口字北川口175番地
債務者　福原リユ子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１１７号
福島県伊達市月舘町御代田字居集37番地
債務者　羽多野　宏
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１４７号
福島市山下町９番１号　県住３―６
債務者　高橋　　聡
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６２号
福島県西白河郡矢吹町一本木91番地３
債務者　星　　友子（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
茨城県神栖市高浜2542番地59メゾネットコーポ高浜Ｂ―２
債務者　奈幡　和恵
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２２１号
茨城県筑西市直井1301番地４
債務者　芳村　匡人
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２２２号
茨城県筑西市直井1301番地４
債務者　芳村　龍美
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部